

守る会発第八〇〇号  
一九七二年三月一日

参考資料

守る会結成以後の

発文書一覧表 "1"

(岡子守会発第一号・昭和三十一年・一九五六年六月二十四日より森子守会発第三百十八号・昭和四十四年・一九六九年十月二十九日まで)

森永ミルク中毒のこどもを守る会全国本部

一 覧表公刊の趣旨：森永ミルク中毒のこどもを守る会が、昭和四十四年（一九六九年）十月の丸山報告以後に結成されたような誤解があり、また森永側が意図的にそういう宣伝を拡めています。森永砒素ミルク被害者は、「十四年間全く斗わず、丸山報告に便乗して斗いを始めた」のではなく、真実は、「十四年間の苦しい、地の底の斗いの蓄積こそが、闇に葬られてあわや永遠に社会の底辺に埋没してしまおうとした真実を、丸山報告の形で、再び不死鳥のように、地上に押し出した」のであります。

長い十四年間の暗闇の中での斗いの事実を、守る会が各方面に配布し、現在、全国本部に保管されている文書綴りによって明示することは、この際重要な意味を有することと考え、

敢て公表する次第です。

本文書をご覧くださった方々は、守る会の現在の要求が、決して、思いつきや便乗ではなく、実に過去十七年間の一貫した叫びであったこと、そして、守る会と世論の力が弱い間は、森永や行政がどんなに冷酷不誠意で通して来たかを、十二分にご理解くださることと信じます。

備考…本文書中、欠番のあるのはつぎの三つの理由のうちのいずれかに該当するものです。

1. 紛失によるもの。
  2. 公表を差し控えたい理由によるもの。
  3. 事務手違いによる文字通りの欠番によるもの。
- 以上

一九七二年五月一日

事務局長

番号	年月日	題名および内容 (宛先)	綴
第一号	一九五六年・昭和三十一年		
六、二十四		岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会の発足と規約について(発起人・趣意書・宣言・会員・役員選任・規約全文) (会員)	一
八、十五		守る会ニュース No. 1 (守る会第一回総会開催通知。一斉検診の間報告。全国世話人会議の動き。民事訴訟の経過。検診に対する受診被害者の批判。後遺症研究機関に対するアンケート。) (会員)	一
二	八、二十四	森永ミルク中毒事件と被災者同盟の斗争について―総会提出報告書。 (事件の経過および概要。五人委員会の役割。後遺症研究機関と被害者救済機関設立の要望。等) (会員、訴訟者、母親大会)	一
三	八、二十四	岡山における対森永民事訴訟と、訴訟者に対する守る会への入会勧誘について。(訴訟の正当性。その勇敢さと孤立状態。彼我の力関係の評価と見透しの困難。利害得失。守る会との共闘の必要性。訴訟者に対するアンケート。等) (会員、訴訟者)	
四	八、二十四	第一回総会決議。(後遺症研究機関に関する四項目の要望事項) (四原則) 一、研究機関は企業の利益に奉仕することを止揚し、被害者に対する贖罪と奉仕に徹せよ。 二、被害者の声なき声を圧殺することを止め、運営に被害者を参加させよ。	一

五	八、二十四	<p>三、守る会に対する定期報告をせよ。</p> <p>四、研究機関は被害発生地に設置せよ。(森永乳業)</p> <p>森永ミルク事件の資料と真相。(一、資料と真相。二、森永の補償と五人委員会の非人道性。三、被害児の余病・併発症の現状とその不安。四、被災者同盟の解散と被害児の今日の状況。五、守る会の要求―十年間の継続的定期精密検診の施行と、後遺症研究機関の設立。)</p> <p>(森永。五人委員会。)</p>	一
六	八、二十五	<p>守る会第一回定期総会議事録</p> <p>(会員)</p>	一
七	八、二十五	<p>一斉検診に関する被害者の要望(アンケート集約)(森永。県衛生部)</p>	一
八	八、二十六	<p>研究機関に関する被害者の要望(アンケート集約)</p> <p>(一、研究機関は後遺症究明を継続的に実施し、併せて、被害者の相談と健康指導の業務を担当せよ。二、研究機関の運営は被害者の要求を汲み上げうる機構とせよ。三、研究機関の定期的事業報告を守る会に対して行なえ。)</p> <p>(森永。岡山県衛生部長)</p>	一
九	九、六	<p>一斉検診に対する県内各病院別受診者および未受診者の回答と要望事項(被害児の現状と不安)(県衛生部長、指定病院長)</p>	一
十	九、六	<p>一斉検診と研究機関設置に関する要望</p> <p>(同 右)</p>	一
十一	九、十四	<p>森永砒素ミルク中毒事件の贖罪のために森永が設置せんとする研究機関は如何にあるべきか?</p> <p>(森永)</p>	一
十二	九、二十二	<p>守る会特別顧問・三木千太郎氏(前被災者同盟全国協議会委員長)</p>	

十二	九、二十二	に対する守る会の要望（至急、全国世話人会議を開き、研究機関の問題について森永と交渉せよ）	訴訟者グループに対する守る会の評価と今後の展望について。 （訴訟者）	—
十三	九、二十二			—
十四	九、二十七	研究機関の設立と運営に関する要望書。 （森永）		—
	九、十二	大阪府世話人・北村雅俊、船留太一両氏の「検診における問題とその処理についての意見」発表。（一、被害児の現状―要治療者、余病併発者、及び、生涯不具廃疾になるかも知れない被害児のケース別仕分け。二、いわゆる「精密検診」の欺瞞性について。三、ケース別処理方法についての提案。四、今後の方策―継続検診の実施と研究機関について。）		—
	九、二十五	森永の回答Ⅱ同盟解散以前には両氏のような考え方があったが、すべて同盟解散時に解決している。研究機関は被害者を対象としない。		—
十五	十、六	三木千太郎氏の本会特別顧問解任の理由書。 （役員）		—
十六	十、六	森永の企図する公益財団法人（森永奉仕会）はこれで良いのでしょうか？（森永は協定の精神をジュリーリンし、あこぎな企を強行せんとしているが、会社に良心の一片だにあるなら、企図を直ちに中止して、被害者との話し合いの場につけ。）（厚生大臣、森永、会員）		—
十七	十、十一	後遺症究明のため研究機関設置要望に関する資料（一）（森永。会員）		—
十八	十、十二	森永製菓株式会社の株式取得について。 （役員）		—

十九	十、十二	株主名義変更の件通知書 (森永製菓)	一
二十	十、十二	後遺症研究機関設置を必須とする、被害者の引くに引かれぬ要求について。(なぜ、森水案に反対するか。砒素中毒研究に関する内外の機運と要望。被害者の要求と財政問題。正しい研究機関の構想。その主旨と効用。) (森永、厚生省、会員)	一
二十一	十、十六	各病院別受診者調査。要再検診者。要継続治療者氏名、調書 (世話人)	一
二十二	十、十九	森永乳業KK株券購入依頼書 (大和証券)	一
二十三	十、二十四	要治療者の救済について (世話人)	一
二十四	十、二十四	当面の情勢の検討と、次回の全国世話人会議への要求 (役員)	一
二十五	十、二十六	森永乳業、森永製菓両社株券の取得に関する報告書 (役員)	一
二十六	十、三十	宿泊費・旅費立替に対する礼状 (毛塚氏)	一
二十七	十、三十一	森永の企図する公益財団法人・森永奉仕会の設立問題に関する全国世話人会議の意見書について。 (森永)	一
二十九	十、三十一	特別顧問・北村雅俊氏のご要請に答う (北村氏)	一
二十八	十、三十一	森永奉仕会設立認可に関する反対請願書 (厚生大臣)	一
三十	十一、一	第二次検診受診者、特に考慮を要すべき被害者の治療並びに救済措置に関する森永との交渉結果。再度のご通知。 (該当事者)	一

三十一	十一、二	德島県被害者、特に四国地区世話人・岩佐義明氏、ならびに岩橋進氏に訴える。(德島県でも守る会を結成されたい。全国の被害者は、森永の約束違反に対し、もう一度団結して斗おう。)	(世話人)	一
三十二	十一、七	全国の世話人諸氏に対する連絡文書	(世話人)	一
三十三	十一、七	要治療者に関する当面の問題	(世話人)	一
三十四	十一、七	要治療者の治療費請求書	(森永)	一
三十五	十一、七	広島県被害者、広島県被災者同盟旧役員、並びに広島県世話人・保田正人氏に訴える。(広島県でも守る会を結成されたい。森永の完全なる違約に対し、全国の被害者は再び団結して斗おう。)	(森永)	一
三十六	十一、十	要再検診者、要治療者の経費請求書	(森永)	一
三十七	十一、十一	他県に転出した被害児Yの治療継続の依頼状 (県衛生部長)	(森永)	一
三十八	十一、十四	現段階におけるわれわれの任務、状勢分析、要望事項 (世話人)	(世話人)	一
三十九	十一、十四	要治療被害児Hの救済について	( " )	一
四十	十一、十四	全国世話人一同に対する申入れ	( " )	一
四十一	十一、十四	被害児Y君の治療継続に関する県衛生部の回答報告 (Y氏)	(Y氏)	一
四十二	十一、十六	事務連絡事項		一
四十三	十一、十六	森永奉仕会設立問題についての申入書 (森永)	(森永)	一
四十四	十一、十八	森永乳業株主総会議長への公開質問状 (森永)	(森永)	一
四十五	十一、十八	森永に対する。岡山県世話人と守る会の共同申入書 (森永)	(森永)	一
四十六	十一、二十一	全国の世話人諸氏に対する申し入れ		一

四十七	十一、二十五	森永奉仕会設立認可に関する、厚生大臣への公開質問状	
四十八	十一、二十七	森永乳業K業績報告書についての依頼状	(山一証券)
四十九	十一、二十八	特別顧問・北村雅俊氏に対して	(北村氏)
五十	十一、二十八	株主名義変更に関する申入書	(森永乳業)
五十一	十一、二十八	株主名義変更に関する申入書	(森永製菓)
五十二	十二、三	森永砒素ミルク中毒被害児の予後、将来の不安に対する恒久的な検診、治療、研究のための専門機関設置に関する陳情書	(県知事、衛生部長)
五十三	十二、三	森永ミルク中毒関係研究資料の恵贈方申入	(県衛生研究所長)
五十四	十二、三	岡山県衛生部発行予定「岡山県における粉乳砒素中毒症発生記録」予約購入申入書	(岡山県衛生部長)
五十五	十二、五	検診、治療、研究機関設置に関する第二次陳情書(県知事、衛生部長)	
五十六	十二、六	岡山県における対森永民事訴訟の問題について。	(訴訟者代表平田氏)
五十七	十二、十	事務連絡事項	(世話人)
五十八	十二、十二	検診、医療、研究機関の設置・指定に関し、衛生部長に申し入れる。	
五十九	十二、十三	被害児の現症状、苦情処理に関する交渉結果報告	(該当者)
六十	十二、十三	「恐るべき食物」の著者・天野慶之先生よりの寄付金受領の件	(会員)
六十一	十二、十八	立替金請求書	(三木千太郎氏)



六十二	十二、十八	森永ミルク中毒事件レポート惠贈方依頼状（倉敷中央病院）	一
六十三	十二、十八	中毒予後の検診、治療、研究機関指定に関する陳情書（岡山県議会 社会労働委員長宛）	一
六十四	十二、十八	流郷泰二県議会議員に対する要請書	一
六十五	十二、二十一	年賀状発送宛名一覧表	一
六十六	十二、二十二	倉敷中央病院年報（中毒事件レポート）の回覧依頼（世話人）	一
六十七	十二、二十四	森永ミルク砒素中毒の後遺症研究機関設置に関する、厚生大臣への お願い状。 （神田厚生大臣への書留便で送達）	一
一九五七年・昭和三十二年			
六十八	一、十五	被害者の余病・併発症等の自己負担金明細表	一
七十	一、十八	森永の育児・栄養に関する研究助成機関（森永奉仕会）に関する東 洋経済新報新年特集記事について （役員）	一
七十一	一、二十	砒素中毒予後の検診、治療、研究機関指定に関する陳情書に対する 流郷県会議員よりのご回答について （役員）	一
七十二	二、四	記録「森永ミルク事件史」編集委員会の発足と、協力体制の確立に ついて。 （役員。会員）	一
七十五	三、三	砒素中毒予後の診定、医療、研究機関につき、森永乳業KKに対する 申入事項 （森永乳業）	一
七十六	三、十一	「森永ミルク事件史」出版経費に関する事項 （編集委員）	一

七十七	四、十	「森永ミルク事件史」へご寄稿の諸先生に対する連絡事項。	一
七十九	四、十八	砒素中毒予後の検診、医療、研究機関ならびに森永奉仕会に関する 申入書 (森永)	一
八十	四、十八	回収された森永MF砒素ミルクの処分に関する申入書(厚生大臣)	一
八十一	四、十八	被害児・Kに関する証明書その他に関する件。	一
八十二	四、十八	「森永ミルク事件史」掲載の被害者の原稿募集について。(会員)	一
八十三	四、二十七	「森永と協定したことはすべて欺される。」森永宛申入書。	一
八十四	四、二十七	砒素中毒予後の診察、医療、研究機関に関し、岡山県衛生部に対する被害者のお願い。 (衛生部長)	一
八十五	四、二十七	財団法人・森永奉仕会に関する質問状。 (小山武夫氏)	一
八十六	五、一	続「K」に関する証明書	一
八十七	五、五	「森永ミルク事件史」森永ドライミルク砒素中毒事件の処理をめぐ ぐる、エンゼルマーク森永資本と被害者同盟の斗争について	二部
八十八	五、十五	森永砒素ミルク中毒被害児の医師証明書を守る会へ集中することに 関する通知状。 (会員。被害者)	一
八十九	五、十六	砒素中毒にかかわる中耳炎、脳水腫に関する証明書	一
九十	五、三十	「森永ミルク事件史」頒布斗争に関するお願い。	一
九十一	五、三十	「森永ミルク事件史」謹呈について (該当者、機関)	一
九十二	五、三十一	「森永ミルク事件史」予約募集について	二
九十三	五、二十四	「森永ミルク事件史」配本予定表について (編集委員)	二

九十四	五、三十一	守る会ニュース No. 2	(会員)	二
九十五	五、二十九	「森永ミルク事件史」頒布斗争への協力依頼について		二
九十六	五、三十一	「被害児・Mの場合について」		二
九十七	六、一	声明書「全国の被害者は徳島刑事裁判を看視している」	(徳島地裁、地検)	二
九十八	六、二	「森永ミルク事件史」の反響についての中間報告		二
九十九	六、二	守る会運動方針草案―第二回総会提案用。	(理事会)	二
一〇〇	六、四	「森永ミルク事件史」反響集。その二		二
一〇一	六、五	「森永ミルク事件史」配本表、その二		二
一〇二	六、六	被害児の病状、並びに証明書について。その二		二
一〇三	六、六	事件史掲載「銀河に悼む」について	(詩人、安西冬衛氏)	二
一〇四	六、七	「森永ミルク事件史」反響集、その三		二
一〇五	六、十	被害児の後遺症等に関する公開質問状	(岡山県粉乳砒素中毒調査委員)	二
一〇六	六、八	五人委員会意見書に關し、委員田辺繁子氏への公開質問状		二
一〇七	六、八	徳島地方検察庁への「森永ミルク事件史」六冊送付の件、ならびに、岩本次席検事に対するご回答。	(徳島地方検察庁)	二
一〇八	六、九	大阪府下の森永砒素ミルク被害者の再組織化について訴える。	(旧、全大阪被災者同盟役員一同)	二
一〇九	六、九	「森永ミルク事件史」反響集。その四		二

一一〇	六、九	当面の緊急任務に関する連絡状。 (顧問・綱島長吉氏)	二
一一一	六、十	徳島毎夕新聞六月六日号記事(森永ミルク事件史刊行) 惠送依頼状。 (徳島毎夕新聞編集局長)	二
一一二	六、十	なぜ、実力行動に立ち上らねばならぬか。 (会員)	二
一一三	六、十	緊急・重要通知。(岡大眼科と県衛生部に対する行動) (会員)	二
一一四	六、十二	行動計画及び予定表案。(岡大眼科と県衛生部に対する行動) (会員)	二
一一五	六、十二	外部諸先生に対する救援依頼状(同 上) (会員)	二
一一六	六、十三	「森永ミルク事件史」の海外頒布斗争への協力依頼状。 (日ソ親善協会)	二
一一七	六、十五	「森永ミルク事件史」反響集。その五	二
一一八	六、十七	緊急行動参加者の被害児の症状、負担経費一覧表。 (会員)	二
一一九	六、二十	要継続観察、要継続治療患者・Sの救済について	二
一二〇	六、二十一	緊急行動報告書。	二
一二一	六、二十一	東京行動計画案、並びに実力行使の諸方策について。 (会員)	二
一二二	六、二十二	緊急行動Ⅱ蜂起の反省について	二
一二三	六、二十三	要再検診患者・IとYの再検診受診について	二
一二四	六、二十三	被害児に関する証明書の否認問題に関する、岡山県医師会長に対する公開質問状。 (岡山県医師会長)	二

一二五	六、二十三	緊急行動参加者に対する急告。 (該当者)	二
一二六	六、二十三	六月二十七日対森永交渉に対する戦術。 (該当者)	二
一二七	六、二十四	守る会の「二十年戦争」準備について。 (会員)	二
一二八	六、二十七	森永乳業に対する申入書。 (森永乳業)	二
一二九	六、二十八	実力行使に関する森永への通告。 ( )	二
一三〇	六、二十八	六月二十七日付森永回答に関する報告者。 (行動参加者。役員)	二
一三一	六、二十九	第三回日本母親大会岡山県準備会参加の結果報告。	二
一三二	六、三十	作家・阿部知二先生よりの支授カンパに対する礼状。	二
一三四	七、五	会員上京に関する申入書。 (森永)	二
一三五	七、五	第三回日本母親大会への本会代表の参加について。 (岡山県教組婦人部長)	二
一三六	七、五	実力行使計画について。 (顧問、黒川克己氏)	二
一三七	七、十	現事態と東京行動に関する中間報告。 (会員)	二
一三八	七、十二	被害児・Yの件について。 (森永)	二
一三九	七、十四	森永側の謀略と、それに対抗する守る会の行動方針。 (黒川顧問)	二
一四〇	八、二	第3回母親大会での配布チラシ(全国民と東京都民に訴える。「私達の立場をご理解ください。」—上京代表団一同。)	二
一四一	八、二	第三回母親大会での配布チラシ、「森永砒素ミルク中毒の後遺症とは?」	二
一四二	八、三	砒素中毒被害児救済活動に要した経費明細表。	二

一四三	七、十三	事後処理に関する申入れ。	(森永)	二
一四五	七、十九	「森永ミルク事件史」代金の回収に関する依頼状	(該当者)	二
一四六	七、二十二	森永・大野社長以下重役は、母親大会参加のため上京する。本会理事長以下四名の代表と話し合いの場を作れ。	(森永)	二
一四七	七、十九	母親大会参加ならびに東京行動に関する予定表。	(会員)	三
一四八	七、二十	森永への質問状。	(森永)	三
一四九	七、二十一	日本母親大会参加の目的と意義。	(会員)	三
一五〇	七、二十二	森永への反論。	(森永)	三
一五一	七、二十二	森永への質問状。	(森永)	三
一五二	七、二十三	日本母親大会参加にかんする緊急通達。	(会員)	三
一五三	七、二十五	被害児の症状等、申出事項一覧表	(会員)	三
一五四	七、二十八	六月決起者の要した行動諸費の個人別計算書一覧表。	(会員)	三
一五五	八、五	八月二日付会社側提示の協定文案写	(会員)	三
一五六	八、五	交渉妥結、東京行動停止にかんするご報告。	(会員)	三
一五八	八、十	「大阪府森永ミルク中毒のこどもを守る会」の発足に対する連帯挨拶。	(会員)	三
一五九	八、十五	守る会ニュース No.3 (総会開催通知、外)	(会員)	三
一六〇	八、十二	岡山の民事訴訟者に対するアピール。(訴訟者、役員)	(役員)	三
一六一	八、十三	経費清算に関する明細書。(該当者)	(該当者)	三
一六二	八、二十四	守る会第二回定期総会決議報告書。受診希望者氏名・希望事項一覧	(該当者)	三

一六三	八、三十一	精密検診受診に関する緊急通知。	(会員)	三
一六四	九、六	現事態と残務処理の諸問題。	(希望者)	三
一六五	九、十一	希望者の再精密検診結果一覧表。		三
一六六	九、十一	大阪の森永砒素ミルク中毒被害者方への連絡状。		三
一六七	九、十七	精密検診受診に関する第二次緊急通達。	(該当者)	三
一六八	六、二十	岡大受診者の検診結果一覧表。	(該当者)	三
一六九	九、二十七	事務連絡状。	(大阪府守る会準備会・伊勢照男氏)	三
一七〇	九、二十八	新たな事態について。		三
一七一	九、三十	再び「守る会の全国組織の結成を訴う。」	(各府県同盟旧役員)	三
一七二	十、九	「大阪府森永ミルク中毒の子どもを守る会」	(結成準備会)事務局	三
		長伊勢照男氏よりの回答(写)	(会員)	三
一七三	十、十	残務処理事項の善処についての申入れ。	(森永)	三
一七四	十、十一	守る会東京支部を福士氏宅に設置する件。	(各位)	三
一七五	十、十二	現在治療中の被害者、並びに長期要観察患者の方々に対する訴え。	(該当者)	三
一七六	十、二十八	清算を要する金額の内別表について	(顧問、綱島氏)	三
一七七	十、二十九	H、T、O三被害児の現症状。	"	三
一七八	十一、九	岡山県記録「岡山県における粉乳砒素中毒症発生記録」一部お頒ちを願う件。	(衛生部長)―県衛生部・島崎係長より「戦いを止めれ	





一九三	四、二十八	交渉に当っての申入書。	(森永)	三
一九四	五、二	中原健次、大源実両氏への事務連絡状。		三
一九五	七、三十	理事会開催について。	(役員)	四
一九七	八、三	第四回理事会・旧同盟第三残務処理委員会協議事項の報告。		四
一九八	八、五	守る会ニュース No. 5	(会員)	四
一九九	八、五	症状調査に関するアンケート表	(会員)	四
二〇〇	十、十	要観察被害児の救済について。アンケート集約表について	( " )	四
二〇一	十二、二十	森永への申入れ。	(森永)	四
		<b>一九五九年・昭和三十四年</b>		
二〇二	一、二十一	精密検診受診希望者の受診について。	(該当者)	四
二〇三	一、二十八	集団的定期検診の結果について。	( " )	四
二〇四	五、二十八	近況報告およびおねがい。	(会員)	四
二〇五	八、二十五	被害児の健康管理上の諸問題について申入れ。	(森永)	四
二〇六	八、二十五	被害児・Mの急死に関する申入れ	(岡山県高梁保健所長)	四
二〇八	八、二十五	第三回定期総会議事録	(会員)	四
		<b>一九六〇年・昭和三十五年</b>		
二〇九	一、十	守る会ニュース(臨時号)―情勢報告。臨時総会開催状	(会員)	四
二一一	一、十七	臨時総会決定についての報告	(会員)	四
二一二	三、十	被害者の現状と、後遺症とに対する恒久的救済措置の確立について。		四

二二三	五、九	検診等の結果について (森永) (会員)	四
二二四	五、二十二	検診結果、対森永交渉事項について ( " ) ( " )	四
二二五	五、二十四	重要通知―岡大の検診結果について。斗いの反省。第四回総会開催 通知状。母親大会出席について。 (会員)	四
二二六	六、十三	守る会ニュース No. 6 ( " )	四
二二七	六、十五	U氏に対する問い合わせ状。 ( " )	四
二二八	六、二十八	森永との交渉について。 (該当事者)	四
二二九	六、二十九	中国五県母親大会参加に関する件。第四回定期総会開催に関する件。 (会員)	四
二三〇	七、二十一	七月十八日森永交渉での決定について。 (該当事者)	四
二三一	八、三	第四回定期総会決定事項報告書(第六回日本母親大会への参加。来年のメーデーへの参加。医療生活協同組合加入。) ( " )	四
二三二	八、二十六	母親大会参加の成功に関し、世話になった方々への礼状。	四
二二三	九、三	第五回総会開催通知状。(議題―厚生大臣への陳情書提出。外。) ( " )	四
二三四		報告―母親大会参加について。(外) ( " )	四
二三五	九、二〇	中山マサ厚生大臣宛陳情書。(要望事項、資料、事件の概要、後遺症候の推移状況表、個人別症状とその経過。医家の警告。等) (注、陳情書は、この表の最後に掲載してあります)	五

二二六	九、二十四	厚生大臣宛陳情書送付について。週刊誌「アサヒ芸能」の特集記事「ヒソミルク事件は終わっていない」について。 (関係者)	五
二二七	九、二十四	「第六回日本母親大会の記録」注文について。(母親大会連絡会)	五
二二八	十、十二	森永の七海、松本両氏の談話についての抗議。 (森永)	五
二二九	十、十五	守る会会員の第六回日本母親大会参加に関する福祉新聞一七九号掲載記事中の、七海、松本両氏の中傷的談話について。 (会員)	五
二三〇	十一、五	母親大会出席の最終事務処理について。 (参加者)	五
二三一	十一、十三	事務連絡事項。 (会員)	五
二三二	十二、二十	臨時総会開催通知状(当面の情勢と斗い) (〃)	五
	一九六一年・昭和三十六年		
二二三	一、十六	Sの健康管理について。 (森永)	五
二三五	二、六	申入書(アッセンをして頂く場合の問題解決の基本方針について)。 (守る会と森永とのアッセン人・小島左門氏)	五
二三七	三、二十五	申入書(発第二三三三号黙殺に対する再申入れ) (森永)	五
二三九	五、二十七	事務連絡 (会員)	五
二四二	八、二十五	警告(岡山県愛育委員長・黒田初子の動静に関する警告、その他の件)。 (会員)	五
二四三	十、二十八	森永乳業株式の取得について。 (顧問、綱島長吉氏)	五
二四六	十一、十	「第九回こどもを守る文化会議」参加について。 (役員)	五
二四七	十一、十	同 右 (〃)	五

二四八	十一、十	「第九回子どもを守る文化会議」参加について。 (役員)	五
二四九	十二、四	「第九回子どもを守る文化会議」参加の結果報告。(結論—全国一斉精密検診の実施を今後とも、ねばり強く主張しつづけ、被害者の要求の実現を期する。) (会員)	五
一九六二年・昭和三十七年			
二五〇	一、三十	岡山市医療生活協同組合(協立病院)加入について。 (会員)	五
二五一	二、十六	株主名義変更手続を早くせよ(督促状) (森永)	五
二五二	二、十六	森永株式取得、並びに名義変更に関する経緯。 (会員)	五
二五四	二、二十五	第六回定期総会・被害児入学祝賀会開催通知 ( )	五
二五五	二、二十五	被害児の新入学(小学校)祝賀会へ、森永代表の参加を要請する。 (森永)―拒否回答―	五
二五七	三、一	被害児の新入学祝賀会開催について。 (会員)	五
二五八	三、十一	第六回定期総会決議報告書。 ( )	五
二五九	三、十一	陳情書。(Sの健康管理と救済についてお願いします。) (岡山県知事)	五
二六三	六、五	なぜ、秘密裡に蠢動するか?―県衛生部、県愛育委員長、県教組婦人部長らの行動に関する警告。 (関係者)	五
二六四	八、二十四	森永に対し抗議の投書をせよ。(福祉新聞に対する森永の一方的回答に対する反論と被害者の苦しみを訴えること。) (会員)	五
二六五	八、十六	緊急連絡。(集団歯科検診受診の件。第七回定期総会開催の件) (会員)	五

二六六	九、二十八	報告ならびに連絡。(会の名称変更の件―「本会の名称より、岡山県」の文字を削除し、森永ミルク中毒の子どもを守る会とし、全国単一組織とする。集団歯科検診結果報告の件。森永との交渉結果の報果の報告の件。)	(会員)	五
二六七	十、二	対森永交渉ならびに街頭行動日程。	(〃)	五
二六八	十、二	交渉すること、及び、被害児の学令期全国一斉精密検診の実施を要求する。	(森永)	五
二七〇	十、十七	緊急通知。(対森永交渉および街頭行動について)		五
一九六三年・昭和三十八年				
二七四	一、十六	事務連絡。	(会員)	五
二七五	八、一	第八回定期総会開催通知状	(〃)	五
二七六	八、二十五	第八回定期総会決定報告書。(十周年記念集会挙行の件。全国の被害者との連絡の件。徳島刑事裁判の件。)		五
二七七	十、二十五	徳島裁判(第一審)判決についての声明書。(守る会は第二審での公正な裁判のやり直しを要求する。)	(徳島地検、地裁)	五
二七八	十一、二十五	岡山の被害者の対森永民事訴訟の現況と問題点について。(徳島刑事裁判第一審における検察側の敗北により、民事訴訟に森永攻勢による示談の動きがあるが、和解は敗北であるので、拒否して断呼闘うこと。守る会との共闘を行わずして、訴訟者が森永と和解するならば、和解条件はすべて、全被害者に適用されるべきものとの権利を		六



二九〇	四、二十八	議。四、真の解決とは何か？ 五、森永の態度。） サリドマイド被害児問題に関連して「森永ミルク事件史」を贈る。 (平沢正夫氏)	六
二九一	四、三十	サリドマイド被害者救済会長宛「森永ミルク事件史」贈呈状 (中森黎悟氏)	六
二九二	七、十	第十一回定期総会開催通知状。(アンケート) (会員)	六
二九三	七、十七	理事会開催通知状(付、アンケート用紙) (役員)	六
二九四	八、二十四	第十一回定期総会での会員の訴えのアンケート集約表(症状別集計表。守る会への要望事項集約表。) (会員)	六
二九五	八、二十五	第十一回定期総会決議報告書。(全国一斉再精密検診実施要求。徳島刑事裁判への資料と被害者の要求事項の提出。守る会の無期限存続。等) (会員)	六
二九六	八、二十一	森永ドライミルク砒素中毒事件被害児の全国一斉再精密検診を実施し、現時点における後遺症・続発症、その他被害の実態を明らかにして、社会正義にもとづく正しい判決と、被害児の恒久的救済に役立つ措置の確立に貢献して頂きたい。 (徳島地裁、地検、外) (会員)	六
二九八	十一、十五	岡山県薬害対策協議会設立総会参加について。 (会員)	六
二九九	二、二十	被害児の精密検診の実施について。 (会員)	六
三〇〇	三、十	民主的良心的医療機関による、森永砒素ミルク中毒被害児の精密検	六

三〇一	四、十三	診の受診について。 民主的良心的医療機関による、森永砒素ミルク中毒被害児の第一次精密検診受診結果の中間報告について。 (受診者) (会員)	六
三〇二	四、三十	民主的良心的医療機関による、森永砒素ミルク中毒被害児の第一次精密検診結果の報告・説明・ならびに今後の健康管理対策に関する協議会の開催について。 (受診者)	六
三〇三	六、二十	森永砒素ミルク中毒被害児の第二次精密検診受診申込みの受付について。 (会員)	六
三〇四	六、二十	森永砒素ミルク被害児救済に関する各種団体打合せ(第一次検診結果の医学的データの説明と報告)―遠道先生。運動の進め方。)	七
三〇五	八、二	民主的良心的医療機関による、森永砒素ミルク中毒被害児の第二次精密検診の実施について。(八月八日、民医連・水島協同病院で)。 (会員)	七
三〇六	八、十	守る会第十二定期総会開催通知状。 (会員)	七
三〇七	八、二十	第十二定期総会決議報告書。(岡山県で一斉検診を実施せよ。同署名運動の推進。第三次精密検診受診申込み受付について)。 (会員)	七
三〇九	九、六	岡山県母親大会実行委員会参加について。 (Y氏、A氏)	七
三一〇	九、十六	民主的良心的医療機関による、森永砒素ミルク中毒被害児の第三次	



			精密検診の実施について。 (希望者)	
	一九六八年・昭和四十三年			
三一	四、三	第二次および第三次精密検診の結果の報告および説明会の開催について。 (受診者)	七	
三二	八、一	守る会第十三回定期総会開催通知状。 (会員)	七	
三三	九、四	重症被害児・Eの救済について。 (顧問、黒川克己氏)	七	
	一九六九年・昭和四十四年			
三四	八、一	第十四回定期総会開催通知状。 (会員)	七	
三五	八、二十四	第十四回定期総会決議報告書。(こども達の健康問題はむしろ重要化して行き、明らかに社会の表明に出て来る可能性がある。森永砒素ミルク事件は過去の問題ではなく、むしろ今後の問題となるべきものである。全国の情勢は今しばらく待たねばならないが、会員は一層団結を固め、有事即応の体制を完備しておく必要がある。) (会員)	七	
三六	十、十八	連絡状(大阪大学医学部の後遺症追跡調査報告の近日公表と、守る会緊急総会の開催について。) (顧問・北村雅俊氏)	七	
三七	十、二十一	「丸山博先生を囲む会・守る会緊急総会」開催通知状。 (会員)	七	
三八	十、二十九	「丸山博先生を囲む会・守る会緊急総会」の声明と決議。 (会員) 声明……私達は今日まで十四年の間、救世主の出現を待ち望んでいた。		

<p>※十月十九日の朝日新聞第二面記録欄に丸山報告（十四年月の訪問）全文が公表され、後遺症問題は一挙に全国的問題として、クロージアップされる。</p> <p>※十月三十日、第二十七回日本公衆衛生学会が岡山市で開かれ、丸山報告が行なわれた。</p>	<p>決議……一、協力医療陣に対して、(一)後遺症究明。(二)被害者健康手帳の発行。(三)被害者救授委員会の結成。相談窓口機関の設置。治療養護の施策の確立。を要請する。</p> <p>二、全国の被害者に、守る会への結集を訴える。</p> <p>三、厚生省と府県衛生部に対し、(一)協力医療陣の努力を支援し、制約・干渉するな。(二)一方的な官製検診をしてはならない。(三)第三者機関を二度と作ってはならない。を要求する。</p>
	七

岡子守会発 第二二五号  
昭和三十五年九月二十日

岡山市桶屋町一二八

岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会

理事長 岩 月 祝 一

厚生大臣 中山 マ サ 殿

## 陳 情 書

森永ドライミルクMFと素中毒被災児の後遺症の現状、およびその対策について左記のとおり陳情いたしますから、ご検討のうえ、何分のご善処を賜わらう、お願いいたします。

### 記

#### 要 望 事 項

- 一、森永ドライミルクMFによると素中毒の被災児全員の精密検診を施行し、中毒患児のその後の経過、症病の現状を明確にしていきたい。
- 二、精密検診の結果にもとずいて、引きつづいて検診、治療、健康管理を要すると認められる患

児の検診、治療、健康管理について国家の認定する最も適切な方策を講じて頂きたい。

#### 資料 その一

##### 一、事件の概要

昭和三十年五、六月より関西、主として中国、四国、近畿を中心とする一都二府二十五県に亘り、人工栄養児に奇病が発生し、八月二十四日、森永ドライミルクMFによるヒ素中毒と判明した。

各府県の被災者は各府県森永ミルク被災者同盟ならびにその全国協議会を結成して、当局および森永乳業と交渉し、会社の全額負担による入院、治療等を行わせ、被災児の大半は遂次健康を回復したが、その症状経過、後遺症、および健康管理の面に重大な不安があるため、昭和三十一年四月、会社と事件の最終的収拾を行う条件として

- 1 苦情処理機関（各府県世話人）をおく。
- 2 中毒について医学的研究をする研究機関を作る。
- 3 後遺症については別途に補償する。
- 4 後遺症と診定されなくとも、疑わしい場合は会社負担で治療する。

の諸項の確約をえた。

ところが、第1項については、会社はわずか三カ月で一方的廃棄を強行し、

第2項については、公益財団法人森永奉仕会を作ったものの、その事業内容は乳製品の品質向上や普及という、中毒についての医学的研究とは縁もゆかりもない、悪質業者そのものの詐欺、背徳を敢行した。

第3項については、会社の背徳と妨害とにより、後遺症と診定されたものはない。

第4項については、後述する諸事情で明らかとなり、会社は言を左右して、誓約の誠実な履行を怠っている。

右のようにして、事件処理の過程において当時より今日に至るまで一貫して不誠意とゴマ化しを つづけており中毒以来病魔に苦しんでいる被災児の病苦を和らげ、その健康を守りぬく努力が、最早会社との話し合いでは限界に達したことが明瞭となり、遂に全国の母親や市民の人道的支援とそれに支えられる当局の行政措置に期待せざるをえなくなったものである。

## 二、問題点

本件についての問題点は補償金その他にあるのではなく、純然として医学上の諸措置と健康管理の諸方策とに限定されて数年間絶えず問題化されていることを先ず指摘したい。以下、本会としては、被災児の現実の病苦と、保護者の偽らざる憂慮と、会社側の知能的なサボタージュの具体的側面を明確にしたい。

イ、被災児の病苦について

昭和三十年五月六月より森永ドライミルクMF飲用児は、別記資料（その二、三）のように、脳、肝臓、皮膚、気管枝消化器、心臓、眼、神経系等に種々の症状（単発或いは複合の形）が発現し、各々、各症状に対する対象療法に終始していたが、八月二十四日のヒ素中毒判明とともに解毒療法が重点としてなされた。

解毒療法完了後も、多数の乳児の健康は完全でなく、ひよわな子供として現在もなおかなりの数が残存している。

本会は鋭意、森永乳業KKと交渉して、及ぶ限り会社負担で検診、治療の方法を講じさせて

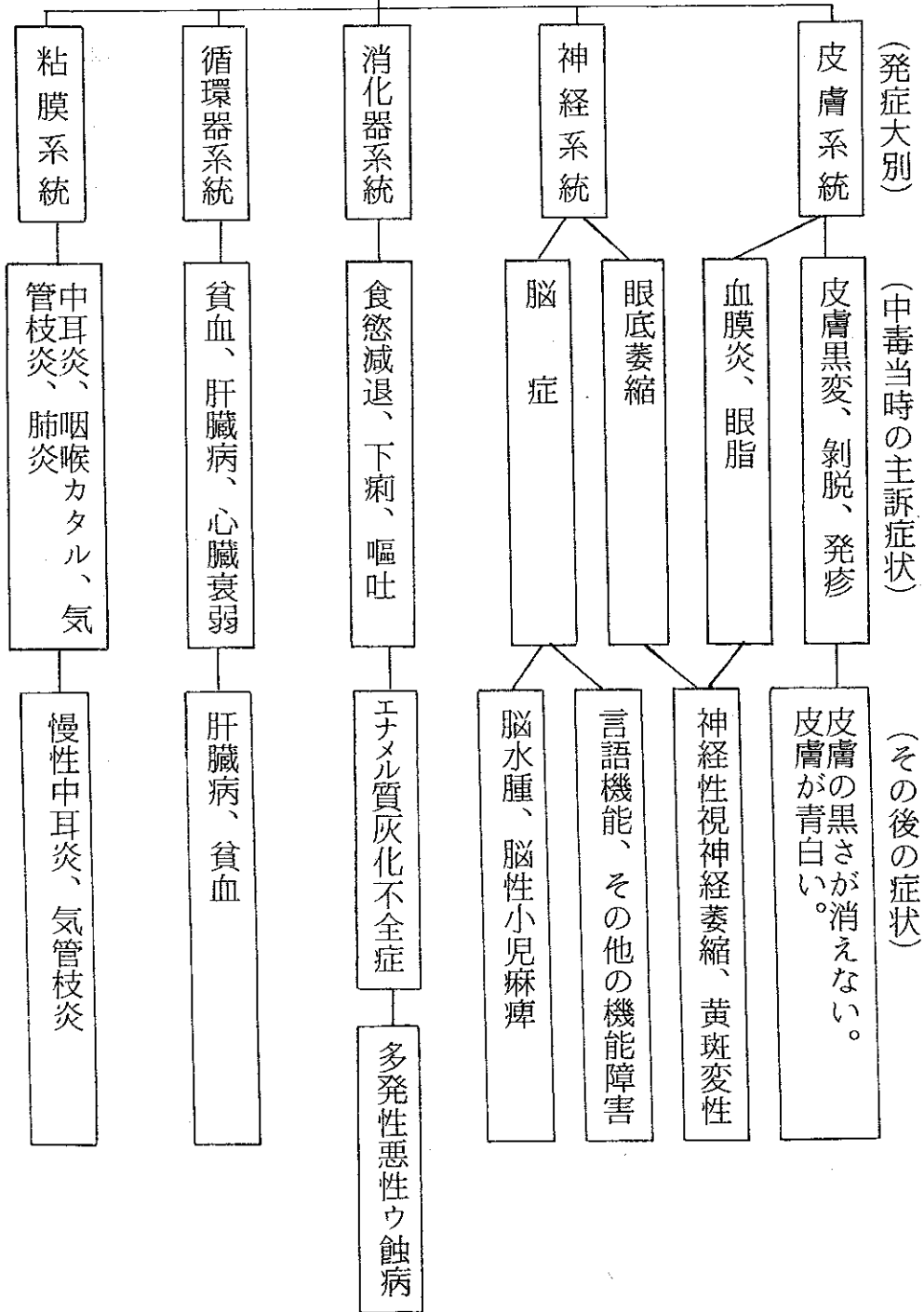
おるが、事件後数年を経た今日、特に、症状の統計的事実の集約や研究を会社側に巧妙に回避した結果、事件以来連続している子供の病症に対して会社側は、「それはどこにでもある普通の病気であり、砒素中毒とは関係ない」と、本会や保護者の要望に応ずることを渋り、事態が外部に公になることを防ぐためだけを目的として、個々に——しかも極めて値切られた形で——しぶしぶ費用の支弁に応ずるだけである。

ロ、会社側の根拠の欺瞞性

会社側のいうように、それが「どこにでもある症状なるが故にヒ素中毒と関係ない」という理論が成り立つなら、中毒当時においてすらもそのすべての症状が、例えば肝臓肥大、脳症、眼病、中耳炎、気管枝炎等すべてが、どこにでもある普通の病症であって、ヒ素中毒ではないということになるであろう。

被災者側の主張は、「中毒によって、生体の機能が犯されたことによって種々の症状が発生したのであり、それがその後もつづいているのである。」というものであり、「それを研明し結論づけるため、研究をせよ。」というのであるが、会社は巧妙に研究を回避している。特に会社側は、一斉精密検診の施行と研究とによって統計的数字の出ることすら極度に嫌忌しているやに考えられる。

森永ドライミルクMFヒ素中毒











4 一九五六年八月三十日

午前二時発熱。午前七時、豊田医師の診断。心臓が弱っている。七時四十分、死亡。肝臓肥大。

◎ ⊗ ⊗ ⊗ 氏養子凹凹凹君

1 一九五五年八月 森永ドライミルク中毒。

2 一九五六年八月 精密検診。再検診。

3 一九五七年七月 湿疹、肺炎、言語不能。難聴、歩行不能。

4 一九五七年九月 岡大検診（高原教授）

神経性難聴——中耳炎なく、鼓膜良好。聴覚機能には異常がない。砒素中毒により神経が侵されたためと考えることは可能。また、他の原因によるのかも知れない。中毒以前の聴覚の状態、言語発育の状態が明瞭でないので、原因を窮めることが困難である。

患者を解剖し、神経を検査して重金属中毒の跟跡をつきとめれば、中毒の影響について断定できる。

5 一九五九年八月八日

夜より下痢を始め、九日午前十一時診断。衰弱甚だしく往診時、二回嘔吐、死亡。

6 岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会は死体解剖の申入れをしたが、森永乳業KKより「親権者が反対している」と断わられた。

資料 その五

前途に警戒を要す

MFと砒素中毒後遺症に対する医者の見解

倉敷中央病院石田博士……砒素中毒の影響は当然考えられる。今回の場合は特に神経系統に對する影響を無視できない。

金沢医大某教授（NHK第二放送）……砒素中毒の子の皮膚は正常の子の皮膚と違っている。被災児は十年位いの後に皮膚ガンを発病する可能性が多い。

玉野市民病院長高原博士……肝臓は人体の中枢機関であり、最も複雑微妙な造血機能であつて、心臓以上に大切なものである。

肝臓に与えられた砒素中毒の障害が一寸やソツとで根治するとは医学の常識でも考えられぬ所だ。梅毒の治療薬として使用されている有機砒素済サルバルサン（606号）の注射をうけた人が、普通その後は顔色がすぐれないという明らかな事実がある。

いわんや今度の場合のような無機砒素の大量摂取による中毒である場合はとても深刻な問題で、例の精密検診の結果に對する被災者の不信不満は至極当り前である。

砒素中毒の子供が将来死んだならば、必ず死体解剖して資料を集めることを法制化すれば、医学の進歩にも役立つし、中毒の実体がハッキリ分る筈だ。恐らく、肝臓やその他の場所から砒素沈着が発見されたり、障害の事実が明らかになる筈だ。更に、砒素の子は全体的に短命で天寿を全うすることができないかと心配される。（一九五八年六月）

福島医大藤原教授……森永ミルク事件は海外留学中、パリで知った。日本の医学界の現状は事件史で論断している通りだ。石田博士の説の通り研究の必要があり、病理学、解剖学の見地から案外結論がderのではないか。動物使用の実験的長期研究と被災児の觀察の併用は専門的に考へても有用である。

『森永ミルク事件史』の反響について

短  
歌

雁

尾 形 徳 郎

雲の間をさしつらぬきて照らせども 月の光は地上にあわし

おさなごのかよわくほそく泣く声は いまなおきこゆ毒のミルク

夕空をただいっしんとびきたり とび去る雁よみだれもみせず

凍てつきて物音絶えし夜半にして 心にふかく物凍る音

やせやせて細く目をあげねむりいし かのおさなごは生きしならんか

いきどおりこめてつくりし「事件史」の 君の言葉はやさしく胸にしむ。

『森永ミルク事件史』は、非常に興味深く、むしろ非常な感激をもって読みました。

非人間的な独占資本の暴圧に対抗するには、理性的な組織活動以外にはないことを、事件の経過が如実に物語っています。結末が少し長びくとすぐに人情論に傾いて、足をすくわれてしまう結果になる過程が見事に描き出されています。あたかも、日本の政治・社会の縮図のように思われました。

私はこれを読みながら、義憤の余り、バスの中で読む時などわざと、人の眼によく広告されるように本の表紙を大きく広げて、衆目にさらしたぐらいです。（一九五八年三月）

（福島医科大学細菌学教室 藤原留造教授より）

私達はさきに『森永ミルク事件史』初版（一九五七年・岡山）を公刊し、森永ドライミルク砒素中毒事件の処理に当って、当事者なる森永や被害者はもとより、行政当局・有識者を始め、一般世論をも含む一切の関係者達が現実に選んだ唯ひとつの道——それはいみじくもそう名づけられるにふさわしかった斗いの跡を辿り、その現象面を明らかにすると同時に、隠された真実を追求し、その原理を論及した。

凡そ問題の解決には幾つかの方法が存在し、そのいずれを選ぶも当事者の自由と正義心に属するものであるが、時間に支配される地上の社会にある限り、結果的には必らずある一つの方法が採られるのみである。それを偶然であるとするか、必然であるとするかによって、世界観は多岐に分れて行くであろう。だが、私達の評価は次のとおりである。

世には多くの正義がある。森永には会社——すなわち資本家の正義があり、被災者——すなわち人民の正義がある。各々は各自が正義とする唯一つの方法を選んだ。それはその立場と利害とにおいて千里の隔りがあった。かくして互の正義の対立相克は無限にからまり合い、斗い合って果て知

らず角逐し、遂に私達をして歴史の審き——それは必ず民衆の勝利に帰する——に委ねることを決意させたのであった。

——反響は日ならずして訪れた。

『森永ミルク事件史は大変に正確に、そして良く出来ていると思えます。茲に深く労を多とします。この問題がこのままに済まされるなどは私は絶対に納得できません。いずれ機会を見ては国会でとり上げます。然し、貴方達がこのようにして、あくまで大資本家の悪ラツとそれを取りまく官僚その他の連中の無恥を衝かれる毅然たる態度には私達も鞭達を感じます。』と衆議院議員吉川兼光氏は書かれた。

『永い苦難な斗いの記録をよませて頂きました。獣にもまさる独占資本の姿と、これにいどむ真実と良心を貫く人々の血まどろの斗いの中に、現代日本の姿をまざまざと見せつけられました。子供達をねかせてから一気に読了し、怒りと口惜しさに涙が止まりません。このような困難な斗いを、よくもこれだけ指導できたものと、指導者に対して敬服の外ありません。』

明日は早速この冊子を持参し、出来るだけ多くの人に読んで貰い、一切報道面から抹殺されたこの斗いを理解し、現実の日本の姿を知って貰うようにしたいと思います。

信じきった両親の手により毒殺された百余人の幼児の怒り。健やかに育てようとして死に至らしめた両親の怒り——。これに頭を下げずして何の社会秩序だ!! 鬼畜森永の姿はこの書と共に多くの人々の怒りを買うことは必定と思えます。此の本が出来る限り多くの人々の眼に入るよう期待します。(一九五八年六月一日)と三重県教職員組合執行委員林憲一氏は熱烈な書面を寄せられた。

総体的に見て、『森永ミルク事件史』はこれを読んだ指導的有識者に殆んど例外なく感動を与えたことは否まれない。これは一つの大きな衝動であった。そしてそのショックを分析すれば、それ

は次の如くであろう。

一、独占資本の罪悪と反動性はすでに余りにも明白たる現象であり、これを止揚せずしては、民族の発展も幸福もありえないこと。そして資本主義の世紀末的な欺瞞と反動性とは森永事件のような突発的な椿事に於いてすら極めて端的に表明されるまでに徹底していること。

二、民族の団結と組織化——これが現代の唯一の新らしい強大な力であり、この力のみが社会を改造して行くものであること。

三、『森永ミルク事件史』は、右の観点からする資本の罪悪と民衆の強さと、またその弱さを卒直に記述することによって、一個の爆弾的な印象を及ぼし、社会の矛盾に苦悩し明日の光明を期待するすべての人々に希望と反省とを甦えらせること。

そして、『事件史』（その発刊）そのものも何にもまして最も大きな斗いであったこと。このような幾つかの事実を私達は更に事件史反響集の中から拾ってみよう。

一ツ橋大学経済学部・赤松 要教授

私達は当時、新聞紙上で森永の無責任さに憤慨を覚えていましたが、事件史により、森永の誠実が全く欠けていることを知り、更に遺憾に存じます。余程強力な力が加わらない限り、会社が反省しない事態に失望します。

同志社大学文学部・中桐大有教授

資本の暴力からの解放なくしては本当の社会的自由はありえない。この意味において、森永ミルク事件史は貴重な記録であると共に、その刊行自体が資本の暴力に対する一個の抵抗でありましょう。民衆を苦しめている大資本の暴力の実体をとことんまであばいて、それに対する民衆の怒りと



粉砕力を結集すべく、事件史が活用されるべきだと思えます。本大学人文研究所に贈って永く保存され、且、将来の研究者の資料となることを望んでいます。

弁護士・守屋典郎氏

『森永ミルク事件史』をよんで、二年前のあの事件をまざまざと思い出しました。このような惨虐な事件が起き、しかもそれを闇から闇に消し去ることを任務としている人間どもが“人間”という名を依然として冠って濶歩していることを心から憤慨せずにはおれません。

この本は、単に忘れられようと努められている過去の事実をあげただけの本ではなく、美しい日本を築き上げるための一つの貴重な未来を持った本だと考えます。苦しい中でこの書が出版された諸兄弟に敬意を表します。

中部日本新聞編集長・織田 愷

善意の努力がよく分る。しかし、森永と五人委を追求するだけでなく、“これを認め、これを全面信頼した”国家つまり厚生省に対する働きかけが欠けていたように思う。厚生省が森永を信頼せず、しっかり監督しておれば事件のような非惨事は起らなかった筈である。

今後に残る重大問題——後遺症対策については、森永を中心として国家が考慮を払う責任がある。これは単なる運動や戦術の問題ではない。人道主義の立場から誰にでも共感される問題だと思う。将来の子供の幸福のため地道に御健斗下さい。

## 被災者の反響 (一部抄録)

梶野新介氏。『事件史を早速拝読させて頂き、苦しかったあの日の時の思いを新らたにしています。病弱になったわが子と共に、私達の前途には幾多の試練が待っていることでしょう。研究機関や指定病院が一日も早く実現するよう期待します。』

浅野幸子氏。『涙ながらに事件史を読んでいます。言いたい事、書きたい事、お願いしたい事で胸が一杯です。みんなで会合して、被災者の気持ちを当局の方にもきいて頂きたいと切望します。』  
氏。『この本一冊あれば当時のあらゆる事が思い出され、一夜泣き泣き読みつづけました。多くの人にも買って貰います。はまだ半年も一年も治療せねばならぬと言われ、内科と歯科へ一日交替です。一日百七十円の交通費はとても苦痛です』

薬乙第 一九三六号  
昭和三十五年十月十九日

## 昭和三十年に発生した粉乳ヒ素中毒の のその後の経過について (回答)

厚生省公衆衛生局環境衛生部

食 品 衛 生 課 長 殿

岡山県 衛 生 部 長

昭和三十五年九月二十八日付け衛食第二三七号をもって御照会になりました標記のことについて、別紙のとおり報告します。

一、昭和三十二年以降における経過および措置について。

● 概況としては、岡山県砒素中毒対策本部内の岡山県砒素中毒患児死者調査委員会は三十二年以降も解散することなく、むしろ強化して、耳鼻科、眼科、歯科及び小児科の権威者を追加（三十二年九月）不安な患児および親権者の利用をはかった。

三十二年六月ごろより、患者約十名位が、小児科、眼科、及び歯科関係において異常がある旨を申出てきた。(要経過観察を含む)

三十二年九月、専門委員会を開催し、岡大と倉敷中央病院でこれ等患者の検診をすることに  
なり検診結果は、

眼科系 四名

歯科系 一名 } (±)となり他は全治

三十三年五月 歯科系一名全治

三十三年七月 岡大で四名が半年間の要観察者となり、その間森永より栄養剤の給与をうけることとなった。

三十四年一月、岡大での四名は全治となり、砒素中毒症との関連性はないとの決定をみた。しかし次のような理由で、少数の親権者達は、同決定に不満をいただき調査委員会よりむしろ森永本社との直接交渉でその解決を計ろうとした。

そのため、調査委員会への利用者はなく現在に至っていた。その不満の理由としては、次の三項が内蔵していたようである。

A 再精密検診の結果及びその後の経過観察者の中には、担当医の呼出しとか、母親が検診してやりたい日時に経済的に困難をともない、思うような検診ができなかった。  
しかし調査委員会には経済的裏付けは何ものもないこと。

B 一斉検診あるいは、再精密検診に対し医学的に説明してもなお得心のゆかない親権者および、純医学的説明に対する医師の興味による観察希望もあった。これにより親権者および医師の納得がなされるなら、行政対策以外の対策の一手段として開始されたこと。

即ち医師よりかつて患児であった子供を指定して（約二十名）検診、治療および観察を行ない、その結果は別添の証明書の通りである。（倉敷中央病院発行の分）

C 前項の前段と関連性はあるが、親権者の主観による（純医学的考え方以外の主として母親としての考え方）砒毒中毒症と関連性の何ものかがあるという考え方による申出（森永に対し）に対する取扱い。

即ち、これら主観による考え方も、疑はしい場合の取扱いを広義に、しかも人道的に解して、これら申出のあったかつての患者に対しては、患者と同様の取扱いを森永はしてきたこと。

以上三つの理由により、次に述べる経過とその措置がとられ今日に及んでいる。

(1) 被災者より申出のあった内容を分析してみると

A 再精密検診の結果が治癒と判定された患者で、当時中毒以外に何らかの症状があった人は、この判定を不服としその症状と中毒との関連を主観的に主張し、森永に対して、治療等の補償要求を申出たケース。

B 同じく再精密検診の判定結果に対し不服を有し、中毒症と現症状との関連について、医師（委員会以外）の意見または意見書に得心ができず、中毒症との関連を主張して治療等の補償要求の申出をしたケース。

C 被災児が今日まで生長してきたのは、母親の看護と努力の賜ものであるから、この母親達の労苦を評価して、誠意を示せと申出をしたケース。

D 再精密検診の結果、要経過観察者と指定されたので、これにより措置をしたケース。

E 今後検診を受けたり栄養剤を購入したりするのに、自分達の生活環境では充分なこと



児の乳歯は「エナメル質灰化不全」の症状があるという意見に基づき、永久歯が生えないのではないか、従って砒素中毒による歯科系後遺症であるからとして補償要求があった。よって覚書の方針に従い保護者並びに世話人および、森永担当者が真木医師を訪問事情を聴き、医学的究明を要請し、同医師の撮影したX線写真により、永久歯の発育は異常でないことが立証され保護者並びに世話人は納得して不安解消することができた。

虫歯に関する同医師の意見が、中毒との関連性については、関連があるとも無いとも明確にせず、むしろ関連があるに近い口吻であったため、覚書の主旨により、明確な判定が得られるまで、疑陽性としての扱いをせざるを得なくなったわけである。

因って保護者の希望により、同医師の治療を行ない、患児が栄養源を自然に摂取できることを目的として手段をとった。

処が、治療後二、三ヶ月で脱歯して所期の目的を得ず、毎日の食餌に難渋していると強行な苦情申出があり、今後は医療による措置を断念して、食餌療法による育児に専念するから、栄養補給費並びに治療費相当額米麦代、燃料費その他として、概算拾万円を支払えと関係者（子供を守る会代表者）をあおり同志と語り、支払うべきが当然であると主張し、猶その他通院時に家政婦を雇った費用約壱万五千円蟻虫駆除費並びに内科系、関係医師に支払った（感冒）等の医療費も負担せよとの要求を森永にした。

これに対する森永のとした措置概要

◎ 昭和三十二年度において、疑陽性扱いとしたので、三十一年度より三十二年度までの直接医療費立替金等として請求を受けた分に対し、検討のうえ、約三万円を支払った。

◎ 医療を断念したので、治療費相当額を支払う件及び母親の努力評価の件は、覚書の主旨に反し、なお筋も通らぬので拒否した。

◎ 医師の指示により投与していた栄養剤購入代金として、三十三年四月から三十五年四月まで二十五ヶ月間二万五千円を三十五年五月に支払い、猶三十五年五月より三十六年四月まで（就学時まで）栄養剤充当金として、月額二千元を支払うこととし、三十五年九月分まで支払い済である。

◎ 三十五年五月岡大歯科の担当で現時点における、小児歯科学治療の最高技術と思われる義歯挿入治療を入院の上実施、患児が自然に栄養摂取できる手段として概ね満足すべき結果が得られた。この実費約三万二千元を負担した。

◎ 岡山大学歯科にて前項の治療時に抜歯した虫歯を病理学的に中毒症との関連性の究明を願い、東京医科歯科大学口腔病理学教室に、本年八月九日送付し、検査結果は次の通りである。〃う蝕のために歯冠部は全く崩壊消失して残根状態にあり、複根歯の根分岐部にも歯根腹側に齶蝕病変が認められる。また根尖部はかなり吸収されており、この部に肉芽組織の存在を認める歯牙硬組織（象牙質及びセメント質）の構造には発育不全その他異常な所見はない。

即ち本例は歯牙交換期にある乳歯残根であって、組織学的所見からは齶蝕以外には特種の病因（外的および内的）の影響を考慮することはできない〃との結論であった。

◎ B

患者氏名

〃 ● ● ● ● ● ● ● ●

二名は双生児である。



生年月日 昭和三十年五月十八日生

主 訴

(1) 小児科（軽度の脳性小児マヒ）

(2) 眼科（眼底黄斑部変性の疑い）

本例は三十一年精密検診結果治療と判定されたが、眼脂および脳水腫の症状があり、倉敷中央病院の診断では、この症状と中毒症との関連性は不明であるが、どちらかといえばプラスに近い口吻であったため、覚書の主旨により明確な診断が得られるまで疑陽性としての扱いをせざるを得なくなった。

そこで同病院で治療を実施し、脳水腫は治ゆしたとの連絡を受けた。

眼科については医師の指示通り完全に通院ができなかった（本人の都合による）ため結果は不明であった。

その後保護者より、岡山大学眼科での受診を希望したので、これを実施し、その結果三十三年の何回目から受診時の診断では眼底に黄斑部変性の疑いがあり、今後半年に一回位の検診が必要とされた。次で本年五月に受診した時も同様であった。

この治療については、特筆する事例はなく、ただ栄養剤でもあたえたらよいだろうとのことであり、中毒症との関連については、一―二回経過観察して診断するとの事であった。

次に本年五月岡山大学受診時に、小児科系で患児の全身症状が思わしくないとの訴えがあり、受診を希望したので、これを実施した。

岡大小児科では、脳波、肝機能、心電図検査等詳細に実施しその結果は次の通りである。









故に該患児は④のものであると判定している。

#### 眼科受診記録

初診三十年九月一日、所見は義膜性結膜炎、眼底異常なし、ミルク中毒に関係ないと診断したところ、怒って以後来院しなくなった。

上記に対する森永の措置概要

- ① 昭和三十三年～三十二年に渉る倉敷中央病院小児科、眼科で要した受診費、治療費、交通費等の一切を覚書による疑陽性者の扱いとして負担した。
- ② 昭和三十四・三十五年度の岡山大学眼科、小児科等に要した検診費、交通費等の一切を負担した。約七、〇〇〇円。
- ③ 医師の指示により投与した栄養剤購入代金として三十三年四月から三十五年四月まで、△△、××二名で一二、〇〇〇円を三十五年五月に支払い、なお三十五年五月から三十六年四月（就学時まで）栄養剤充当金として、二人分月額四千円を支払うことにした。なお、この取りきめは、岡大小児科での診断結果が判明する以前にしたので、前述の診断結果に基づき検討すれば、森永が負担する必要があると思われるが、事前にいったん取りきめたことでもあり実施している。
- ④ 岡大眼科での次回検診予定は、本年十月としていたが、担当教授の外遊による不在のためと、保護者の希望もあり、同教授が帰国される三十六年一月上旬に実施の予定である。

#### ◎

患者氏名

● ● ● ●

生年月日 二十九年八月七日生

主 訴 眼科 眼涙多

本例は三十一年一斉検査結果治ゆと判定されたが、当時矢掛町山県眼科で通院治療を受けており、この症状は中毒に起因すると保護者の主観で訴があった。よって同医師の見解を聴取のため、保護者、世話人及び森永担当者が訪問した。(昭和三十一年八月七日)その結果診断は視神経蒼白で、中毒との関連については当院では判らないので、岡大眼科への紹介状をもらった。

よって岡大眼科での検診では(三十二年八月十二日)視神経障害で中毒症との関連についてはあと一、二回経過をみたらうえで決定することであった。爾来一年数回経過観察のため受診した。その間治療の必要は全然ないとの指示があった。三十四年一月二十八日の受診時には正常で、今後の経過観察は不要と診断された。

しかし、保護者はこれを納得せず、患児を自転車に乗せ走行し、降すと涙が出るとか、相変わらず眼脂が多いと訴えて、森永へ治療費等の負担を要求していた。

本年五月岡大で△△等が検診の際受診を希望したので、担当教授の検診を実施したところ、正常で全然心配ないと重ねて診定され、保護者、世話人等も漸くにしてこれを納得した。

以上のとおりで眼科的には訴える点が解消されたので、歯科系統で〇〇と同様悪いので、岡大歯科での受診を希望した。たまたま吉房と同一時期であったので共に受診したところ、〇〇と同様多発性悪性嚙蝕病との診断であった。原因は妊娠時母体内でのカルシウム分不足と思われる、中毒症との関連は考えられないとのことであったが、〇〇と同じ病名ならばその取扱いも同様にせよと主張し、義歯挿入の費用並びに栄養

剤購入充当金を支払えと森永に申し出た。

森永のとった措置概要

- ① 山県医師の診断が現症と中毒症との関連についてわからない（本当にわからないの意）との意見を疑陽性として拡大解釈せよと強硬に主張するので、中毒症との関連性が明確にされるまで暫定期間、山県医院で要した治療費及び交通費を負担した。
- ② 岡大眼科での検診に要した受診費、交通費等を三十二年～三十五年の間負担した。
- ③ 岡大歯科で義歯挿入実施のための費用及び交通費を一万五千円負担した。
- ④ 栄養剤充当金として三十五年八月から三十六年四月まで月額二、〇〇〇円あてを支払うこととし、三十五年九月分まで支払い済である。

① その他全般的な要求事項（森永へ）

① 三十五年八月二日子供を守る会の総会における懇親会費二万円の要求があった。

答 森永の念願するところは、子供さんの順調な回復と生長が目的であるから、この目的にしたがって断定できるものは、拡大解釈して措置してきたが、直接治療の費用でない懇親会費は負担できないと拒否した。そこで適当な時期がきたら考慮してほしいとの条件付で了承した。

② 歯科系患者について永久歯がそろうまで義歯の補修費、治療費の負担を確約せよとの申出あり。

答 義歯挿入後の補修又は治療の措置を必要とした場合、その症状理由等によって、適宜判断のうえ負担する場合がある。

なお、〇〇より過剰歯の摘出手術の費用負担の申出があったが、常識的に考えて







月十八日に治療を終った。

三十三年十月より榮養剤（チヨコラA、メタボリン錠）を給付している。

三十四年一月二十八日岡大病院で再度検診の結果同病院眼科では、黄斑部変性症と診定され、同大学赤木眼科プロフェサーが外遊中のため、三十六年一月上旬に親権者と話合うことになっている。

○ 然し別添の証明書は三十四年一月二十八日付けであり、その後三十四年二月六日調査委員会を開催し（出席者、岡大浜本教授、同赤木眼科教授、同高原耳鼻科教授、同渡辺齒科教授、同秋田齒科医局長、日赤畑眼科医長、元日赤矢吹小児科医長、永瀬県医師会長、黒田岡山県愛育委員会連合会および県側）砒素中毒症とは関連性のない結論となっている。

この決定に現在なお不満があるらしい。

### ◎ その他

(A) 参考のため、医師の診断書写および証明書写を添付する。

(B) なお、厚生大臣への子供を守る会からの陳情書中、資料その4の凹凹凹凹に関する最終に、死体解剖うんぬんについての件に関する、当時の調査復命書があるので別添するから参考資料とされたい。

なお、死体解剖は親権者が了とせなかったためである。

(C) 倉敷中央病院での結果については別添証明書の通りである。

二、昭和三十三年以降に、当該粉乳により新たに発症した患者の有無、経過および措置について  
本県においては該当者なし

三、その他参考となるべき事項について

A 岡山県森永ミルク中毒の子どもを守る会（事務局長岡崎哲夫、理事長、岩月祝一、住所岡山市桶屋町一二八番地会員二三五名）が全国被災者同盟が解散する（昭和三十一年六月）と同時に結成され、補償要求問題並びに、後遺症対策について、県（昭和三十二年六月ごろまで）および森永本社と交渉が続けられ今日におよんでいる。（現在会員は約一〇名―十六名位と思う。）従っておたずねの第一項前段の件は、森永本社との直接交渉の経過および措置である。

然し岡山県は、三十年九月八日に岡山県砒素中毒対策本部内に、岡山県砒素中毒患児死者調査委員会を設け、患児および死者の確認が困難なる例症について、これを調査審議しその確認をすると同時に、円満な解決を図って来た。

同委員会は解散することなくむしろ昭和三十二年九月三日には耳鼻科、眼科、歯科および小児科の各権威者を追加強化し今日も健在であると同時に、その門戸はいつもあけており、不安な患児および親権者の利用を願っている。

然し昭和三十二年以降は（一回経過観察者に対する委員会を開催）その後の利用者はなく、前記の通り別添の覚書もあり森永本社と直接交渉をしている。

B 本年八月第六回の日本母親大会に端を発した同事件の後遺症問題について岡山県母の会（事務局長、赤松吉）では、目下調査中である。

即ち赤松同局長は、岡山県教員組合本部の書記次長兼事業部長をしている関係上、去る九月二十七日に岡山県職員組合を通じ衛生部業務環境衛生課へ、事件当時から現在に至る経過を問合わせてきたが、かかる重大で複雑性のある問題を第三者を通じてお話しすることは不可能なので、直接依頼者へお話ししたい旨を伝えたが、その後はなんら問合せはない。

C 次で去る九月二十八日、岡山県愛育委員会において、赤松氏の親しい四、五名の方に、同問題の調査方法について質問があった程度で、同氏は本件について目下調査段階にあるといえる。

D さらに十月十二日週刊朝日編集部角川和男氏来県し、衛生部長に面接した。

E 本年十月十一日付で、岡山子どもを守る会より（住所岡山市城下禁酒会館内）大森芋由子（岡山県衛生部長夫人）氏へ、十月十五日午後一時半より、しばらく開かなかつた例会の開催通知があった。

その話合の内容については目下判らない。

以上

## 覚書

M F中毒患者の中毒予後における不安除去並びに後遺症併発症等の權威ある医学的究明のための取扱いおよびそれに対する恒久的措置について森永乳業株式会社が世話人制度解消時において協議せる事項を森永乳業株式会社渉外課長と岡山県担当の旧世話人綱島長吉との間において昭和三十二年七月三十一日より八月一日の両日にわたり岡山市都ホテルにおいて再確認しこれを現在当面して居る問題処理のため左記のごとく具体的に成文とし覚書を作成する。

なお両者はこれにより自後意志の疎通を期し発生する事象を円満に解決することを目的としてこれが達成のため協力する事を協定する。

### 記

一、既往のM F中毒患者にして今後新に中毒に起因すると心配される不安な症状が発生した場合、患者は各自が県内において信頼する任意の医師の診察を受け、その結果M F中毒との関連性がなると診定された時は、これに要した費用は自己負担であるが関連性について疑があると診定された者に限り次の各項による取扱をする。

二、当該医師により患者もしくは疑わしき者と診定された患者については食品衛生法に基づきM F中毒患者認定のために設置された調査委員会において結論を得る事になって居るのでこの結論を

得るまでの暫定的取扱として、当該医師あとは患者よりの通報により会社はその患者に対して疑わしき者と診定された日より結論を得るまでの間に要する治療費と必要ある場合は、交通院に要する実費（通院雑費入院附添費は含まず）を負担する。

注 (1) 右の場合診療担当機関は患者の通院可能区域内にある各科を具備した総合病院であること、ただし止むを得ざる場合は専門医である事が希ましい。

(2) なお、健康保険、社会保険の適用を受けられる患者はこれを使用し患者の実費負担額の部分に関して保護者より証拠書類添附の上規定の方法により申告あり次第会社は本項を適用する。

三、医師が診察した患者を自己の責任にいて観察、治療、臨床的研究等の実施を希望される場合は二項の患者に準じた治療費等を会社は負担し患者あるいは疑わしき者と診定された場合は、二項に拠る手続きにより結論づけられるものとする。

四、MF中毒に起因した患者もしくはその疑いのある者を診断した医師は直ちに最寄りの保健所長に届出される。

注 右の患者は早急に事実を保健所長または保健婦に通報し本項の実現に積極的に協力願うことが望ましい。

五、保健所長はこれ等の届出あとは通報により御調査をいただき調査事項を県衛生部に御報告いただく事となる。

六、県は保健所長よりの調査報告に基づき調査委員会を開催し必要ある場合は一項の医師の臨席を求めて結論を得る様される。

注 一 県は委員会開催にあたり統一した観点から検診する必要があるので委員中の医師の一人

二 (各委員の互選により決定) に委嘱してこれに当らせられる事になっている。  
前項の方法により下されたる結論は夫々関係者に通報される。

以上

昭和三十三年八月十一日

森永乳業株式会社渉外課長

松 本 鷹 知

岡山県都窪郡早島町

綱 島 長 吉



人口動態調査死亡票

写

役場符号及び保健所符号		昭昭 34 年 8 月 10 日 市区町村受付
種類番号		昭和 34 年 8 月 25 日 保健所受付

死

岡山県上房郡賀陽

市 区 村  
町

死

(1) 本籍又は国籍	都府県道名(日本の国籍のない場合はその国籍)		岡山県	
(2) 男女の別及び氏名	1 男 2 女	氏名	凹凹凹凹	
(3) 出生の年月日	昭和 30 年 4 月 4 日		出生後三十日以内に死亡した場合はその出生時刻	午前 午後 時 分
(4) 死亡の年月日時分	昭和 34 年 8 月 9 日		午前 午後	5 時 0 分
(5) 死亡の場所	岡山県上房郡賀陽町大字 ○○××××			番地
(6) 死亡者の住所	同上			番地
(7) 配偶の關係	①未婚 2有配偶 3死別 4離別		出生の年月日	年 月 日
(8) 生存配偶者の出生の年月日				
(9) 職業及び産業	職業	なし	産業	なし
(10) 届出人	住所	岡山県上房郡賀陽町大字 ○○××××		氏名
				⊗⊗ ⊗⊗⊗
(11) 死亡の箇所	1 病院 2 診療所 3 助産所 (1 2 3 の名称) ④自宅 5 その他			
(12) 死亡の種類	①病死及び自然死 ②外因死 (2 不慮の中毒死 3 その他の災害死 4 自殺 5 他殺 6 その他の及び不詳) 7 その他及び不詳			
(13) 死亡の原因	I	イ 直接死因	急性腸炎	発病より死亡までの期間
		ロ (イ)の原因		
		ハ (ロ)の原因		
	II	その他の身体状況		
		手術の主要所見		手術の年月日
	解剖の主要所見			
(14) 外因死の追加事項	傷害発生日時	昭和 年 月 日		午前 午後 時 分
	手段及び状況			
	傷害発生場所	市区町村	1 従業中 2 従業中でない時	
	場所名の具体的記載			
(15) 医師の住所氏名	岡山県上房郡賀陽町大字上竹 1,251の2 番地		氏名	笹井 弥生
備考				

死

死

岡子守会発第 二〇六号  
昭和三十四年八月二十五日

岡山市桶屋町一二八

岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会

理事長 岩 月 祝 一

岡山県高梁保健所長 殿

森永粉乳砒素中毒患者⊗⊗(凹凹)凹凹の急死について

森永粉乳砒素中毒の重症患者でありその後において聴覚、言語機能を殆んど完全に喪失、歩行不能であるため長期要観察患者となっていた上房郡賀陽町⊗⊗⊗の養子凹凹凹凹は去る八月九日急死しました。

報告によると本人は前日夜までは普段と変わらず元気であったが翌朝には高熱を発しており医者が診断中に二回ほどどもどしそのまま死亡したそうであります。この報告に基づいて岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会第三回総会は全出席者の決議に基づいて貴保健所に対し左の措置をとって頂くよう申入れいたします。

一、凹凹凹凹の急死の報は全出席者に大きな衝動を与えた。我々は砒素中毒の重症患者であった被災児がその後忽然と急死する例を今迄に少なからず聞知しているので凹凹凹凹の死因については

特に詳細に原因、経過の詳細を明確に知らせて頂きたい。

二、該患者は岡山大学医学部において砒素中毒による神経系統の障害の可能性を解剖によってのみ断定されるものであると指摘されていたので該患者の死体を解剖に付し主として、肝臓、神経系統等の現況を中毒による障害、影響並びに死因との関係において明確化し医学的認識の深化に貢献する措置を講じて頂きたい。

右二項の御申入れを致しますと共に御善処方を願ひ上げ何分の御教示をお待ちいたしております。

衛生部長 ㊟

薬務食品衛生課長 ㊟

食品乳肉衛生係長 ㊟  
薬務係長 ㊟

係 ㊟

昭和三十四年九月八日

## 復命書

衛生部薬務食品衛生課

技師 坪 井 章 ㊟

岡山県知事 三木 行治 殿

森永ドライミルクによる旧砒素中毒患児（凹凹凹凹）急死の原因等調査について

このことについて命により昭和三十四年九月七日患児住所を所轄する高梁保健所並びに患児を今回の発病から死亡にいたるまで診察した上房郡賀陽町大字上竹笹井医院（医師 笹井弥生）に出張し急病の原因及び死亡にいたるまでの患児の状況等につきまして調査いたしました結果左記のとおりでありましたので復命します

記

一、事件の探知

昭和三十四年八月二十三日（日曜日）岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会の第三回総会が岡山市一番町 岡崎哲夫宅で開催され、その席上で上房郡賀陽町の旧患児 凹凹凹凹が八月九日僅か二日間の病気で急死したことに付いて死因が砒素中毒に起因しているのではないか、この際解剖に附して明確にして欲しいという要望書を高梁保健所長あてに出すことに決議された。ということとを九月二日森永乳業大阪営業所有田氏より電話にて報告を受けた。

## 二、高梁保健所にて調査せる事項

① 患児 凹凹凹凹の死亡について人口動態調査死亡票による地元上房郡賀陽町からの報告を見ると別添写のとおりであり。

死亡年月日 昭和三十四年八月九日 午後五時

直接死因 急性腸炎

診察医師 上房郡賀陽町大字上竹一、二五一の二 笹井弥生

発病より死亡までの期間 二日間

であることを統計調査報告の上で確認した。

② 岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会から高梁保健所長あてに提出された要望書は別添写のとおりであり、この要望書に対し保健所側としては一応書類処理のため医師の意見等を参考までに聴取することであり、解剖までしなればならないとは考えられないとの見解である。

## 三、笹井医師から聴取した事項

① 前記一の概要を笹井医師に説明し当時の状況、診断所見について医師の意見を求めた処、次のとおりであった。

患児 凹 凹 凹 凹

初診 八月九日午前十時

症状 初診時非常に高熱であり三十九度九分、脈膊非常にみだれていた。

患児保護者から嘔吐、下痢が激しいとの主訴症状があり、

急性腸炎と診断した。同時にヒマシ油、サルゾールを投薬。

同日午後患児宅に往診したときなお熱は下らず嘔吐を二回するとともに午後五時に死亡した。

死因 急性腸炎によるものと診定。

① 患者保護者からの主訴症状では発病は前日からと言っているが笹井医師が近隣の人々から耳にしたところでは四日程前から発熱、下痢をしていたとのことである。

② 患者は昭和三十年八月に発生した森永ドライミルクによる砒素中毒児であるが、このことが今回死因には何ら関係ないものと思慮される。

③ 疫痢、赤痢等の法定伝染病ではない。

④ 患児はツンボで、しかも言語障害があり歩行も不能であったが、これは砒素中毒の影響によるものとは考えられず、むしろ先天性のものであると考えられる。砒素中毒に起因するものであれば中耳炎等を誘発して難聴になるというような例があるが同人の場合それがない。

#### 四、参 考

① 患児の遺体は賀陽町上竹の〇〇家墓地に土葬されている。

② 高染保健所にはこの調査の概要を説明済である。

# 森永砒素ミルク中毒事件年表(その二)

(「丸山報告」以降)

年月日	事項
昭和四十四年 (一九六九年) 十、十八	「丸山報告」発表。 第二十七回日本公衆衛生学会(岡山)。
十、三十	大阪大学医学部有志「森永砒素ミルク中毒症追跡調査会」結成。
十一、十一	守る会岡山県支部、徳島県支部結成。
十一、十六	日本公衆衛生学会「中毒疫学委員会」設置。
十一、二十	守る会大阪支部結成。
十一、二十三	厚生省、官製検診の意向を表明。
十一、二十六	守る会第一回全国総会。
十一、三十	「森永砒素ミルク中毒被災児後遺症調査研究班」結成(岡山)。
十二、八	守る会機関紙「ひかり」第一号発行。
十二、二十五	
昭和四十五年 (一九七〇年) 一、十六	守る会協力医療陣による自主検診開始。
一、十八	守る会奈良県支部結成。
一、二十	守る会、厚生省食品衛生課長と会見。

二、八	守る会広島県支部結成。
二、九	徳島差し戻し裁判始まる。
二、十三	岡山県粉乳砒素中毒調査委員会準備会。
二、十五	守る会香川県支部結成。
四、九	守る会、岡山県衛生部長と交渉（検診についての基本点で一致）。
五、三十一	森永砒素ミルク中毒問題全国研究集会（岡山）。
八、九	守る会京都支部結成。
八、二十三	守る会第二回全国総会（第十五回定期総会）。
九、六	守る会兵庫県支部結成。
十、一	岡山県、守る会との確約を破棄し、官製検診強行を宣言。
十一、二十七	守る会、森永と交渉（両者の正式交渉再開につき合意）。
十二、十二	第一回本部交渉（岡山）。
昭和四十六年 (一九七一年)	
一、十	第二回本部交渉（岡山）。
一、十八	各地で現地交渉始まる。
二、二十一	第三回本部交渉（岡山）。
三、六	守る会と森永労組との初めての話し合い。
三、十四	第四回本部交渉（大阪）
三、十九	広島で「森永ミルク中毒被害者を支援する会」結成。



四、三	日本小児科学会で守る会代表発言。学会内に「森永砒素ミルク中毒調査小委員会」設置。
四、四	守る会九州支部結成。
四、二十五	岡山で「森永告発」結成。
四、二十九	第五回本部交渉（広島）。
五、二十三	第六回本部交渉（徳島）。
六、十	森永告発「砒素ミルク」刊行。
六、二十	第七回本部交渉（京都）。
七、十一	第八回本部交渉（檀原）。森永、交渉を拒否。
八、八	守る会全国集会（神戸）。
八、十五	犯罪企業「森永」を告発する全国連絡会議結成。
八、二十二	守る会第三回全国総会（各支部を府県本部に改組）。
九、十二	守る会山口県本部結成。
十、十	「徳島県森永ミルク中毒のこどもの会」結成。
十一、二十八	第九回（再開第一回）（岡山）。本部交渉。
十二、五	守る会大分県本部結成。
十二、十二	守る会愛媛県本部結成。
十二、二十六	第十回本部交渉（尼崎）。
十二、三十	第十一回本部交渉（兵庫県山崎町）。

昭和四十七年  
(一九七二年)

- 一、九 「岡山県森永ミルク中毒被害者の会」 結成。
- 二、十三 第十二回本部交渉(神戸)。
- 三、五 守る会滋賀県本部結成。
- 四、九 第十三回本部交渉。
- 五、二十八 守る会島根県本部結成。
- 六、二十五 守る会和歌山県本部結成。
- 八、十六 「森永声明」 因果関係、企業責任を認め、今後は「守る会」の示されるところに全面的に沿ってゆく。
- 八、十九 犯罪企業「森永」を告発する全国集会(第二回)―岡山
- 八、二十 守る会第四回全国総会「恆久救済に関する対策案」を決定森永砒素ミルク中毒「被害者」の会全国本部結成。
- 八、二十七 守る会高知県本部結成。
- 九、二十四 第十四回本部交渉森永大野社長出席
- 十、十五 「森永」企業責任因果関係ともに認めず、交渉決裂  
犯罪企業「森永」を告発する市民集会(第一回)―東京
- 十二、三 守る会第十五回本部交渉を設定し、大野社長または大村専務の出席を要求するも「森永」これに応ぜず、本部交渉は不成立、守る会は交渉の場を全国集会に切换え、不買(売)運動と民事訴訟の提起を決議。

十二、

十

岡山県官製秘密検診結果公表。  
守る会全国理事会、不買（売）運動と民事訴訟を正式決議。

# あとがき

谷川正彦

「森永ミルク中毒事件史」は、岡崎哲夫氏が「被災者同盟の闘いの記録」として書かれたもので、昭和三十年八月「森永ヒ素ミルク中毒事件」の発生と同時に結成された「被災者同盟」が、十ヶ月間にわたって巨大な敵を相手に闘い抜いたその記録である。

私たちは、「守る会十八年の闘いに学ぶ」ということを言葉としては語るけれど、この「事件史」を読まずして「守る会」の闘いは語れず、理解することも不可能であることを知らなくてはならない。

ヒ素ミルク中毒事件が起るまでは、お互いにまったく無関係に生きていた人々が、被害児の親であるという一点で結束し、しかも、現在の公害闘争に見られる闘いのバターンのひとつ全てを、闘いのなかで創出している事実、そして、なおかつ敗北していった事実は限りなく重いものとして私たちの前にあると同時に、その経験が現在の「守る会」の闘いの原点としてあること、十八年前の闘いにおいて高くかかげた理念と不屈の闘志は現在の「守る会」の闘いのなかにも血脈として流れつづけていることを抜きにして「守る会」の闘いは語れない。

「被災者同盟」の闘いとは何であったのか。その闘いが敗北に追い込まれていった過程は、そのまま敵が何であるかを思い知らされていった過程であった。

敵は「森永」だけではなく、厚生省であり国家権力であり総資本であることが次第に判ってゆき、しかし、いかに敵が巨大であってもやめるわけにはゆかない闘いを「被災者同盟」は闘ったのだ。

闘いとは、本来そうしたものであるだろう。勝利の展望があろうと無かろうと、闘わざるをえないところに発生する闘い。

そのような闘いを、壮烈に闘い、堂々と敗れてゆくなかで、「被災者同盟」は現在の「守る会」の闘いに受け継がれるべき多くのものを残した。

十八年前、孤立無援のなかで「被災者同盟」が全人民に訴えた森永製品の不買（売）運動が成功しなかったのは何故か。もう、それしか無かった、最後の手段であった不買（売）運動を成功させなかったのは誰か。

そのときと今と、状況はどれだけ変わったか。十八年前と敵は少しでも変わっているか。

そうしたことを深く捉え返すことなしに、「守る会」の闘いについて安易に語ることは許されないし、「守る会」の置かれていた現実を無視してその闘いを批判することはナンセンスである。

「この問題を訴えて森永製品の不買（売）を全人民に拡げることとは、同時に全人民の意識を革新することである。そうした闘いをわれわれはやっているものであり、その闘いをやり抜かなければ「森永」には勝てない」

と「守る会」が言うとき、また、

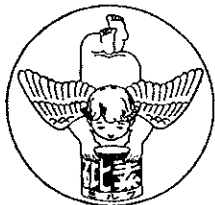
「苦しみを怒りへ、怒りから闘いへ、闘いから解放へ」

と「被害者の会」が被害者自身の闘いを、まさにみづからを解放してゆく闘いとして私たちの前に突きつけるとき、私たちもまた、私たちが自身の解放をかけた闘いにおいてのみ、共に闘い抜いてゆけることを確認しなくてはならないだろう。

---

砒素ミルク 2

「守る会」18年のたたかい  
の原点、被災者同盟の記録



¥400

昭和48年8月10日 発行

編集 © 谷川正彦

発行者 砒素ミルク製造会社「森永」とその犯罪を支  
えた一切を告発する会—森永告発

発行所 岡山市平和町5-26 森永告発

---